④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　Prove to have no false statement in tendering documents
⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺　Time-limit for Tender :
①　2 : 00 PM, 8 July, 2020
②　2 : 30 PM, 8 July, 2020
③　3 : 00 PM, 8 July, 2020
④　3 : 30 PM, 8 July, 2020
⑤　4 : 00 PM, 8 July, 2020
⑥　4 : 30 PM, 8 July, 2020
⑦　2 : 00 PM, 9 July, 2020
⑧　2 : 30 PM, 9 July, 2020
⑨　3 : 00 PM, 9 July, 2020
⑩　3 : 30 PM, 9 July, 2020
⑪　4 : 00 PM, 9 July, 2020

⑻　Contact point for the notice : Azusa Tanihira, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaidonishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年４月14日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
関東甲信工事局長　都築　保勇

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　14

○関甲公告第１号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中央新幹線、釜無川橋りょう他（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　山梨県中央市・南アルプス市地内
⑷　工事内容　本工事は、中央新幹線、品川起点114km090m～115km328m（延長1,238m）間のうち、３径間連続ＰＣ箱桁橋４連（Ｌ＝225.0m～257.4m）、２径間連続ＰＣ箱桁橋２連（Ｌ＝66.6m～81.0m）、ＰＣ箱桁橋１連（Ｌ＝43.2m）、ＲＣ橋脚17基、ニューマチックケーソン10基、場所打杭50本、護岸工一式、工事用道路一式他の工事である。
⑸　工期　58箇月間
⑹　使用する主な資機材　生コンクリート　約73,700㎥、鉄筋　約12,600ｔ、ＰＣ鋼材　約1,200ｔ
⑺　本工事は、関係する地域との連携を密にしながら、工事の安全及び環境影響評価法（平成９年法律第81号）に基づく「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（東海旅客鉄道株式会社　平成26年８月29日公告）」を踏まえ、環境の保全に十分配慮して実施する工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑽　本工事は、入札時ＶＥ方式の試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑿　本工事は、入札手続を電子入札システムにより実施する対象工事である。
なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
⒀　本工事は、総価契約単価合意方式のうち、単価を包括的に合意する方式の対象工事である。
⒁　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⒂　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⒃　本工事は、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
⒄　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たす３者又は４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）関東甲信工事局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。
⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　「平成31・32年工事競争参加資格確認者」のうち「当機構関東甲信工事局管内（関東）土木」（以下「土木」という。）及び「当機構関東甲信工事局管内（関東）プレストレストコンクリート」（以下「プレストレストコンクリート」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること。
（注）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構関東甲信工事局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　構成員のうち代表者及び出資比率が第２位の構成員は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,200点以上及び「プレストレストコンクリート」に係る客観点数が1,000点以上の者とし、その他の構成員は、「土木」に係る客観点数が1,200点以上の者とする。
⑷　共同企業体の構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。構成員のうち代表者は、平成17年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次の①の施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が構成員中最大のものに限る。）を有することとする。
出資比率が第２位の構成員は、平成17年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次の②の施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。
また、構成員のうち代表者又は出資比率が第２位の構成員は、平成17年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次の③の施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が構成員中最大のものに限る）を有することとする。
その他の構成員は、平成17年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次の①～⑤のいずれかの施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。
①鉄道ＰＣ連続箱桁上部工（張出し工法）新設工事　②ＰＣ連続箱桁上部工新設工事　③ニューマチックケーソン工による橋りょう基礎工事　④ニューマチックケーソン工による工事　⑤橋りょう新設工事
ただし、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事で完工し引渡し済みのものである場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限るものとする。
ただし、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とできる。